

(参考)JET の月額給与査定期間の考え方

令和7年度新規 JET の雇用期間 (※再任用者はそれぞれの雇用期間に準じてください。)

- A日程 2025(令和7)年7月 28 日から 2026(令和8)年7月 27 日まで
- B日程 2025(令和7)年8月4日から 2026(令和8)年8月3日まで

【来日日から任期満了日に合わせて1ヶ月のサイクルを査定期間とする場合】

→任期満了時の最終月および再任用された場合の昇給月に**日割り計算が必要ありません。**

◆表 新規JETの令和7年度来日日程と給与支払期間

A 日程	給与支払い期間 (月)		B 日程	給与支払い期間 (月)	
	暦上の月	開始		開始	終端
2025 年 8 月	2025/7/28	2025/8/27	2025 年 8 月	2025/8/4	2025/9/3
2025 年 9 月	2025/8/28	2025/9/27	2025 年 9 月	2025/9/4	2025/10/3
2025 年 10 月	2025/9/28	2025/10/27	2025 年 10 月	2025/10/4	2025/11/3
2025 年 11 月	2025/10/28	2025/11/27	2025 年 11 月	2025/11/4	2025/12/3
2025 年 12 月	2025/11/28	2025/12/27	2025 年 12 月	2025/12/4	2026/1/3
2026 年 1 月	2025/12/28	2026/1/27	2026 年 1 月	2026/1/4	2026/2/3
2026 年 2 月	2026/1/28	2026/2/27	2026 年 2 月	2026/2/4	2026/3/3
2026 年 3 月	2026/2/28	2026/3/27	2026 年 3 月	2026/3/4	2026/4/3
2026 年 4 月	2026/3/28	2026/4/27	2026 年 4 月	2026/4/4	2026/5/3
2026 年 5 月	2026/4/28	2026/5/27	2026 年 5 月	2026/5/4	2026/6/3
2026 年 6 月	2026/5/28	2026/6/27	2026 年 6 月	2026/6/4	2026/7/3
2026 年 7 月	2026/6/28	2026/7/27	2026 年 7 月	2026/7/4	2026/8/3

雇用契約の終端を起点として1ヶ月遡った期間を月額報酬の査定期間とすることにより、来年度以降、学校法人の就業規則の定めにかかわらず端数日が生じないように給与計算を行うことが可能となります。初年度の給与は月額 33.5 万円です(遅刻、欠勤等を考慮しない場合)。給与支払いの単位となる月の読み替えとして、上記の給与計算期間をご利用ください。

【来日日から月末、その後は毎月1日から月末を査定期間とする場合】

→任期満了時の最終月および再任用された場合の昇給月は**毎年日割り計算が必要です。**

◆来日月の日割り計算例: A 日程来日 JET の7月の給与査定期間を<7/28~7/31>とする

- ① 出勤すべき日数に基づき算出する場合: 7月の出勤すべき日数 22 日、7/28~7/31 の勤務日 4 日
 $33.5 \text{ 万円} \div 22 \text{ 日} \times 4 \text{ 日} \approx 60,909 \text{ 円}$
- ② 土日祝を含む日数に基づき算出する場合: ひと月の日数 31 日、7/28~7/31 の日数 4 日
 $33.5 \text{ 万円} \div 31 \text{ 日} \times 4 \text{ 日} \approx 43,225 \text{ 円}$

随時来日者に対しても、上記2つの計算方法をとることができます。計算方法によっては支給額が変わる場合がありますが、学校法人の給与規程に基づきご対応ください。

また、助成金申請の際は、算出の根拠を明示してください。